
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **ステップ 4 に関する審議の進め方**

I. 本資料の目的

1. 本資料では、ステップ 4 に関する審議の進め方についてご意見を伺うことを目的としている。

II. これまでの経緯

2. 2022 年 8 月に公表した ASBJ の中期運営方針では、指定国際会計基準を用いて連結財務諸表を作成している上場会社等が増加していること、2022 年 4 月に東京証券取引所により市場区分の見直しが行われプライム市場は「グローバルな投資家との建設的な対話を中心に据えた企業向けの市場」であるとされていることを踏まえ、日本基準を高品質で国際的に整合性のあるものとして維持・向上を図るとともに、国際的な会計基準の質を高めることに貢献すべく意見発信を行っていく必要がある点を継続して基本的な方針とするとしている。さらに、国際的に整合性のあるものとするための取り組みの一つとして、金融商品を挙げている。
3. 金融商品会計の主な分野には、金融商品の分類及び測定、金融商品の減損及びヘッジ会計がある。当委員会は、2018 年 8 月「金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集」を公表し、より広く一般から意見を募集したうえで、第 419 回企業会計基準委員会（2019 年 10 月 25 日開催）において、金融商品の減損について国際的に整合性のあるものとするための取り組み、すなわち従来の発生損失モデル（Incurred loss model）から予想損失モデル（Expected loss model）に移行することを目的とする基準開発（以下「減損プロジェクト」という。）に着手することが了承された¹。
4. 減損プロジェクトは 6 つのステップに分けて進めており、第 478 回企業会計基準委員会（2022 年 4 月 26 日開催）及び第 179 回金融商品専門委員会（2022 年 4 月 19

¹ 第 419 回企業会計基準委員会では、同時並行的に金融商品の分類及び測定と減損の定めとの関係（IFRS 第 9 号における減損の適用と日本基準の貸倒引当金の設定の対象範囲）の整理を行うことと整理している（第 419 回企業会計基準委員会 審議事項(4)-2 第 35 項）。

日開催)では、ステップ2及びステップ4における基準の開発の目的を次のとおり示した。

(ステップ2)

国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準、すなわち、IFRS第9号「金融商品」(以下「IFRS第9号」という。)を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められる会計基準を目指す。

(ステップ4)

IFRS第9号を出発点として、適切な引当水準を確保したうえで実務負担に配慮した会計基準を目指す。

5. その後、ステップ2及びステップ3に関する審議が進められ、第499回企業会計基準委員会(2023年4月11日開催)及び第198回金融商品専門委員会(2023年4月5日開催)では、ステップ2及びステップ3に関して、事務局提案に異論が聞かれている論点が存在するものの、当該論点についてはステップ4を議論した後に再度議論することとし、今回開発する会計基準の全体像を示す観点からステップ2を採用する金融機関における開示についての検討を行うこととしていた。
6. 第511回企業会計基準委員会(2023年10月5日開催)及び第206回金融商品専門委員(2023年9月25日開催)では、ステップ2を採用する金融機関における開示に関して検討予定であった論点について、これまでの審議状況の整理をお示したうえで追加的に検討すべき論点の有無についてご意見を伺い、追加的に検討すべき論点は識別されなかった。
7. 上述のとおりステップ2とステップ3に関する論点について審議は完了していないものの一巡したことから、今後はステップ4を採用する金融機関における予想信用損失モデル及び関連する金融商品の測定の定めに関する論点の検討に進むことが考えられる。このため、以下ではまずステップ4に関する目的を再確認し、そのうえでステップ4の進め方を検討する。

III. ステップ4の目的の再確認

8. 本資料第4項に記載のとおり、これまでの議論において、ステップ4における基準開発の目的は「IFRS第9号を出発点として、適切な引当水準を確保したうえで実務負担に配慮した会計基準を目指す。」とされている。この目的に関する記述は、次

の3つのキーワードを含んでいる。

- (1) IFRS 第9号を出発点
- (2) 実務負担に配慮
- (3) 適切な引当水準を確保

次項以降ではこれらの意義について詳細に検討する。

9. まず前項(1)の「IFRS 第9号を出発点」について、ステップ4の開発を行う際、IFRS 第9号を出発点として一部の定めについて見直していくアプローチと現行の日本基準を出発点として一部IFRS 第9号の定めを取り入れていくアプローチが考えられる。ここで減損プロジェクトが国際的な比較可能性の向上を目指すものであることから、ステップ4の目的の記述は、前者のアプローチ、すなわちIFRS 第9号を出発点として一部の定めについて見直していくアプローチにて進めていくことを表している。実際には、IFRS 第9号を出発点としてこれまでステップ2及びステップ3に関して審議してきたことを基礎として、ステップ4の審議を進めていくことになると思われる。
10. 次に本資料第8項(2)について、ステップ2ではいくつかの論点について実務上の負担が生じることが予想されるものの、国際的な比較可能性を確保することを重視するとして、原則としてIFRS 第9号の定めをそのまま取り入れる方向で議論がなされた²。この点に関連して、ステップ4の目的の記述は、ステップ4においては「実務負担に配慮」の観点からIFRS 第9号の定めを一部見直す場合があることを示している。
11. 最後に本資料第8項(3)は、前項に記載した観点からIFRS 第9号の定めを一部見直す場合であっても、適切な引当水準を確保することを考慮することを示している。今回の減損プロジェクトが国際的な比較可能性の向上を目指すものであることはステップ4にも当てはまるものであることから、実務負担の観点からIFRS 第9号の定めを一部見直す場合であっても、国際的な比較において引当水準が大きく下回る結果とならないように考慮していくことが必要と考えられる。

² 一部の論点については、実務負担の緩和を目的として補足文書等を提供する方向で議論がなされた。

IV. ステップ4の目的を踏まえた今後の進め方

12. 本資料第8項から第11項において確認したステップ4の目的を踏まえると、「IFRS第9号を出発点」とすることから、まずこれまでステップ2及びステップ3に関して審議してきた論点を対象として「実務負担に配慮」する観点から特に実務上の負担が重いと考えられる論点を抽出することが考えられる。
13. そのうえで抽出された論点について、どのようにIFRS第9号の定めを見直して取り入れるかについて議論を行うことが考えられる。その際、「適切な引当水準を確保」する観点から、IFRS第9号の定めを見直して取り入れることが引当水準にどのような影響を与えるかあわせて検討することが考えられる。
14. 以下では本資料第12項に記載した特に実務上の負担が重いと考えられる論点の抽出まで行うこととする。なお、ここでは会計処理に関する論点の抽出のみを行い、開示に関する論点は会計処理に関する論点の議論を行った後に検討する。

(ステップ2及びステップ3において検討した論点)

15. ステップ2及びステップ3において検討した会計処理に関する論点及び当該論点に関するこれまでの審議の状況は次のとおりである。

ステップ2

これまでに検討した論点		ASBJ事務局からの提案
特段の異論が聞かれなかったことから審議を完了することとした論点		
1	債務不履行（デフォルト）の定義	IFRS第9号の定めをそのまま取り入れる。
2	信用リスクの著しい増大の判定時における担保の考慮	債権単位での信用リスクの著しい増大の判定に関するIFRS第9号の定めをそのまま取り入れる。そのうえで、当該判定時における担保の考慮に関して、IFRS第9号の定めを追加又は変更は行わない。
3	監督当局等から示されたガイダンスやレターの考慮	監督当局等から公表されたガイダンスは取り込まない。ただし、IFRS第9号の柔軟性を確認するガイダンスについては基準の理解を深め、実務上の困難性を軽減する可能性があるため、結論の背景等で言及することを検討する。

追加的な検討が必要とされた論点		
4	信用リスクを見積る期間（予想存続期間が1年未満の取扱い）	IFRS第9号の定めを原則として取り入れつつ、例外として1年未満の場合には見積期間を1年とすることをオプションとして認める。
5	マネジメント・オーバーレイ	将来予測的な情報や定性的情報の考慮に関するIFRS第9号の定めを取り入れることを前提として、特段の記載は行わない。
実効金利法による償却原価に関連する定め ¹ の取扱いと相互に関連しているため引き続き検討することとした論点		
6	貨幣の時間価値の考慮	IFRS第9号の定めを取り入れる。 これに関連し、予想信用損失の計算過程において貨幣の時間価値の考慮と不可分の関係にある実効金利法による償却原価に関するIFRS第9号の定めを採用する。 この点、実効金利の不可分の一部である手数料を実効金利の調整として取り扱うIFRS第9号の定めを原則として取り入れつつ、一定の要件を満たす手数料については、実効金利に含めずに企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」等に準じて会計処理することをオプションとして認める。
7	債権のリストラクチャリングに伴う条件変更の会計処理に関する検討（条件変更及び認識の中止）	条件変更及び認識の中止に関するIFRS第9号の要求事項を明確化するためのプロジェクトが予定されているため、当面の間、IFRS第9号の定めは取り入れない。
8	信用リスクが増大した場合の利息収益の認識方法	IFRS第9号の定めを取り入れ、未収利息を不計上とするオプションは設けない。

企業会計基準等の補足文書 ³ の内容について具体的に検討を進めるとした論点		
9	債権単位での信用リスクの著しい増大の判定 (SICR)	IFRS第9号の定めを取り入れ、我が国での予想信用損失モデルの実務適用に資する情報や適用イメージ等を企業会計基準等の補足文書で提供することを検討する。
10	将来予測情報の考慮	
11	複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重	

ステップ3

これまでに検討した論点		ASBJ事務局からの提案
ステップ3で取り上げた個別の論点		
12	満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱い	予想信用損失モデルの適用対象とする。また、償却原価の償却方法に関して、原則としてIFRS第9号の定めを取り入れて利息法とし、外部格付けが投資適格に該当する債券（貸付金の代替として銀行等金融機関が引き受ける債券は除く。）については定額法を適用することをオプションとして認める。
13	信託への投資（投資信託等）の取扱い	当面の間、現行の減損モデルを維持する。
14	金融保証契約の取扱い	IFRS第9号の定めを取り入れ、予想信用損失モデルの適用対象とする。また、IFRS第9号の「金融保証契約の定義」及び「金融保証契約を契約当初に公正価値で認識する」という定めについても取り入れる。 さらに、損失評価引当金の金額と当初認識額から収益認識累計額を控除した金額のいずれか高い額で測定するIFRS第9号の定めを原則として取り入れつつ、会計方針の選択として金融保証契約と予想信用損失を別個に会計処理するオプションを認める。

³ これまでの審議では「実務適用に資する規範性のない教育文書等」としていたが、2023年11月15日に公益財団法人財務会計基準機構の「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」が改正されたことを踏まえて表現を変更している。

15	ローン・コミットメントに対する減損に関する定め の適用	IFRS第9号の定めを取り入れ、予想信用損失モデルの適用対象とする。
金融商品の分類及び測定の開発を行うか否かにより別途検討する とした論点		
16	SPPI要件を満たさない債権や流動化などの売却を目的として保有する債権の取扱い	現行の金融商品の分類に関する枠組みを維持したうえで、IFRS第9号のECLモデルを取り入れるにあたり最小限の見直しを行う。
17	SPPI要件を満たさない債券の取扱い	
18	デリバティブが組み込まれた金融資産	

ステップ2及びステップ3で追加的に検討すべきとされた論点

これまで に検討した 論点		ASBJ事務局からの 提案
19	直接償却の取扱い	IFRS第9号の定めを取り入れる。その際、直接償却の方針に関する開示に係るIFRS第7号の定めをあわせて取り入れる。
20	購入又は組成した信用減損金融資産の取扱い	実効金利法による償却原価の採用に関する一部の論点とあわせて改めて検討する。

(特に実務上の負担が重いと考えられる論点の抽出)

16. ステップ2及びステップ3における審議を踏まえると、前項に記載した会計処理に関する論点のうち、「9. 債権単位での信用リスクの著しい増大の判定 (SICR)」については、実務上の負担について懸念する意見が強く聞かれている。この点、第485回企業会計基準委員会(2022年8月23日開催)及び第185回金融商品専門委員会(2022年8月9日開催)において、債務者単位をベースとした現行の与信実務やリスク管理実務と親和的でありSICRの適用対象を絞り込むことで実務上の負担を軽減した適用イメージをお示しした。また、この適用イメージを踏まえた内容を補足文書等で示していくこととしている。しかしながら、本論点に関しては実務上の負担について懸念する意見が強く聞かれていることから、本論点を特に実務上の負担が重いと考えられる論点としてステップ4において取り上げることが考えられる。
17. 次に「11. 複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重」については、全金融機関に複数シナリオを設定することを求めることは実務上困難と考えるとの意見が聞かれている。本論点についても実務適用に資する情報等を補足文書等で提供するこ

とを検討することとしており、補足文書等の内容次第ではあると考えられるものの、実務上の負担に関して懸念する意見が聞かれていることから、本論点を特に実務上の負担が重いと考えられる論点としてステップ 4 において取り上げることが考えられる。

18. さらに「6. 貨幣の時間価値の考慮」と「12. 満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱い」に関連して、ステップ 2 及びステップ 3 では予想信用損失モデルと不可分の関係にある金融商品の分類及び測定についても議論を行い、予想信用損失モデルにおいて貨幣の時間価値の考慮する IFRS 第 9 号の定めを取り入れるとともに、貸付金及び債券等の金融商品に関する測定において実効金利法による償却原価に関する IFRS 第 9 号の定めを取り入れることを提案した。

この点に関して、予想信用損失モデル及び金融商品の測定のいずれについても、実効金利法に関する IFRS 第 9 号の定めを取り入れることに関する実務負荷について懸念する意見が聞かれている。このため、本論点についても特に実務上の負担が重いと考えられる論点としてステップ 4 において取り上げることが考えられる。この場合、関連する論点として「8. 信用リスクが増大した場合の利息収益の認識方法」及び「20. 購入又は組成した信用減損金融資産の取扱い」についてもあわせて検討を行うことが考えられる。

19. なお、「10. 将来予測情報の考慮」についても実務上の負担があるとの意見も聞かれている。この点、本資料第 3 項に記載のとおり、減損プロジェクトは従来の発生損失モデルから予想損失モデルに移行することを目的としたものであり、将来予測情報の考慮は予想損失モデルの根幹となる考え方であると考えられる。このため、ステップ 4 においても将来予測情報の考慮に関連する IFRS 第 9 号の定めは取り込む必要があると考えられる。本論点に関する実務上の負担に関する懸念は、ステップ 2 において検討する方向とした補足文書等の提供により対応していくことが考えられる。
20. 以上を踏まえ、ステップ 4 ではまず特に実務上の負担が重いと考えられる論点として次の論点について焦点を当てて検討することが考えられる。

- (1) 債権単位での信用リスクの著しい増大の判定
- (2) 複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重
- (3) 実効金利法に関連する論点（含む、金融商品の測定に関する論点）

(参考人からの意見聴取)

21. 前項に記載した論点の検討を進めるにあたり、財務諸表作成者における信用リスクの管理手法との整合性や実務上の負担をより精緻に把握することが望ましいと考えられる。
22. これに関連して、公益財団法人財務会計基準機構の「企業会計基準及び修正国際会計基準の開発に係る適正手続に関する規則」⁴（以下「適正手続規則」という。）第10条第1項では「委員会は、委員会の審議のため必要と認めた場合、企業会計に関係する専門家又は関係者の意見を聴取することができる。」とされている。また、適正手続規則第10条第3項では「前二項の規定は、専門委員会及びIFRSのエンドースメントに関する作業部会について準用する。この場合において、前二項中、「委員会」、「委員長」とあるのは、それぞれ「専門委員会」、「専門委員長」、「IFRSのエンドースメントに関する作業部会」、「作業部会長」と読み替えるものとする。」とされている。
23. 前項に記載した適正手続規則の定めに基づき、ステップ4を採用することが見込まれる金融機関の代表者に次回の金融商品専門委員会への出席を依頼し、本資料第20項に記載した論点に関して意見を伺うことが考えられる。

V. ASBJ事務局の提案

24. 以上を踏まえ、ステップ4ではまず特に実務上の負担が重いと考えられる論点として次の論点に焦点を当てて検討することとしてはどうか。
 - (1) 債権単位での信用リスクの著しい増大の判定
 - (2) 複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重
 - (3) 実効金利法に関連する論点（含む、金融商品の測定に関する論点）
25. また、財務諸表作成者における信用リスクの管理手法との整合性や実務上の負担をより精緻に把握するため、ステップ4を採用することが見込まれる金融機関の代表者に次回の金融商品専門委員会への出席を依頼し、本資料第20項に記載した論点に関して意見を伺うことが考えられるがどうか。

⁴ https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/du_e_process-asbj_20231115.pdf

ディスカッション・ポイント

- ① 本資料第 24 項のステップ 4 において検討する論点に関する事務局の提案についてご意見を伺いたい。また、追加で検討すべき論点があればご教示いただきたい。
- ② 今後の進め方として、本資料第 25 項のステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関等の代表者に次回の金融商品専門委員会への出席を依頼し、本資料第 20 項に記載した論点に関して意見を伺うとする事務局の提案についてご意見を伺いたい。

以 上